

RP ニュース

昭和三十三年一月二十二日（水）第二三二〇

目次

△日本関係

日本の乱獲でカムチャツカ漁業危機
ソ連作家見聞記発表

A
一

米ロケット基地、日本にも設置の可能性
モスクワ、米計画非難

A
四

北鮮から日本法律家協会に書簡
在日抑留朝鮮問題

B
一

平壤、「朝鮮民報」紙社説報道

B
四

カイロ会議日本代表団モスクワ参観

A
五

△中国関係

中国軍事代表団インドへ

A
二

中国・北鮮パイター議定書調印

A
二

昨年十二月中の全国行政区画変更

B
五

北京市は上半年中に挙行

基層人民代表大会代表選挙

B
六

雲南省商業部門の浪費暴露

B
七

化学肥料工場建設に力注ぐ

B
八

1
税
二
1
/

この内容は、外国放送局の放送を原文のまま、または要約した形で、客観的に、正確に、迅速に、伝えるものである。したがって放送されたニュースそのものの真偽については、なんら責任を負えず、またここにのべられた意見はRPの意見ではない。

ラヂオプレス(RP)通信社
本社 東京都中央区銀座2ノ2
(越後屋ビル5階)
電話 京橋(56) 4091-3・3460・7731

◎北鮮から日本法律家協会に書簡
在日抑留朝鮮問題

(R P I 東京) 二十一日夜の日本向け平壤放送によれば、北鮮民主法律家協会はこのほど、日本に抑留されている朝鮮人の釈放問題にかんし日本国際法律家連絡協会に全又次の書簡を述べた。

日本、東京、日本国際法律家連絡協会会長、長野国助貴下

尊敬する会長貴下。旧ろう三十一日日本政府と南朝鮮当局は米帝国主義者に蹂られて日本の収容所に不法に抑留されている朝鮮公民を南朝鮮に強制送還することを取決めました。かかる不法な措置は一九五八年一月四日付朝鮮民主主義人民共和国南日外相の声明に正しく指摘されましたように人道にはずれた行為であるのみならず、国際法の原則に乱暴に違反するものであります。自由意志による居住地の選択と帝国の自由は何人といえどもおかしえない万人の権利であり、国際法に公認された原則であります。

日本の収容所に抑留されている朝鮮公民は李承晩一味のテロ分子かありとあらゆる迫害と脅迫をもつて、はなはだしきは朝鮮公民キヨウ・テイケンを殺害してまでいわゆる韓国の国籍をおしつけようとしませんでしたけれども、自分たちの愛する祖国朝鮮

民主主義人民共和国のあたたかいふところに拘ることを頑強に要求しています。日本政府と南朝鮮当局はこれらの人びとの切望をもぎちぎつて居住地の選択と帰国の権利を奪つています。これははなはだしく人権をじゅうりんするものであります。

かくのごとく日本政府と南朝鮮当局は初歩的な国際法の規範すらふみにじりながら日本の收容所に抑留されている千七百余名の朝鮮公民中一部のものを日本国内で釈放し、残りの千二百余名を本人たちの意志に反して南朝鮮に強制送還し、その不当な政治的目的をとげようとくわだてています。日本の收容所に抑留されている朝鮮公民の同僚は政治的目的とは完全に切りはなして純然たる人道主義の精神と崇高な国際法の原則にもとづいて解決さるべきであります。全朝鮮人民は抑留されている朝鮮公民を南朝鮮に強制送還して李承晩一味の虐殺と迫害にまかせ、政治的ないけにえにすることに手をこまぬいていることかできず、また朝鮮公民を人質にしてその政治的目的を達成しようとする日本政府と李承晩当局の企図をだんじて許さないであります。

われわれ法律家はだれよりも国際法の諸原則を守り、その正当な実現のため積極的に闘う崇高な任務をになつています。わが国の全法律家は日本政府が不当に抑留している朝鮮公民を則

時釈放し、彼らの自由意志による居住地の選択と祖国の権利を
保証し日本国内で釈放される朝鮮公民には生活の安定と国際法
に公認された外国人としての待遇が保証されるようにするため
わか方の代表を日本に派遣することを日本政府は承認すべきで
あると考えます。われわれは昨日外相の声明に指摘されていま
すように日本政府が在日財産請求権問題、在日朝鮮人国籍問題
等をふくむ全朝鮮人民の利益にかかわる問題を全朝鮮人民の利
益を代表しえない李承晩一味と一方的に話しあうのは完全に不
法であり無効であるとみとめます。またわれわれは日本政府と
南朝鮮当局間の不法な取決めの裏にかくれている米帝國主義者
の策謀を極東の平和と安全に有害であると認め、全世界の平和
を愛する人民とともにだんこそその策謀を糾弾するものでありま
す。

日本の収容所に不当に抑留されている朝鮮公民の問題を正当
に解決するためのわれわれの斗いは全世界の善良な人民から支
持されており、とくに日本の仄はんな平和愛好の人民と進歩的
な政治活動家の支持をうけています。われわれは人進主義の原
則と人間の初歩的な自由、平等および人権を尊重し、侵略に反
対し、世界平和を支持される日本の進歩的な法律家諸士かわれ
われの正当な申し入れを突圜しうるよう積極的協力をたまわら
せらるうと確信いたします。

末筆ながら尊敬する諸士の御健康と止戦のための奮闘の事
業における御成果を心から希望いたします。